

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	京都市 改進黨育所	施設種別	保童所
評価機関名	一般社団法人 京都市保童協会		

令和7年12月18日

総 評	<p>豊かな水と酒造りで有名な京都市伏見区に位置する改進黨育所は、地下鉄・私鉄など交通の利便性と、東高瀬川沿いの土手や多くの公園に恵まれた自然環境が調和する住宅地にあります。園舎南側には、全クラスが同時に戸外遊びを行える十分な広さの園庭（約2,400㎡）が確保され、背の低い生垣により乳児・幼児が互いの存在を感じながら、土遊び・遊具遊び・粗大運動・畑（園芸）などにそれぞれ遊び込めるよう環境への配慮がなされています。</p> <p>また、子育て支援ホールには、0～6歳が自由に遊び、保護者がくつろげる大空間（約80㎡）があり、利用者が安心と学びを得られる工夫として「クラスだより（保育内容の紹介）」「離乳食の進め方」「こそだてひとくちメモ」等の掲示や、子育て情報・イベント等の配布物、保護者や職員が付箋で交流できる「おしゃべりボード」の設置などがなされています。これらの豊かな環境を生かし、京都市地域子育て支援事業「どんぐり広場」「くりのみ広場」を実践しており、月間500名を超える利用があります。加えて、休日保育や半日保育体験、父子参加企画等も行い、多様な地域の子育てニーズに応えています。</p>
特に良かった点（※）	<p>①保育の質向上への取組</p> <p>幼保総合支援室主催の階層別研修・業務所管研修を受講するとともに、職場内では職場研修委員会を中心に研修計画を立案し、組織的に研修に取り組んでいます。さらに年2回、自己評価チェックシート等による保育者の自己評価と面接による職員の振り返り、年1回の保童所としての自己評価をあわせて実施し、組織目標と個人目標の整合性を図っています。</p> <p>②多様な子育て支援による地域貢献</p> <p>民生委員や近隣施設へ保童所通信を届け、保育の取組を発信しています。どんぐり広場（月～土）・くりのみ広場（月～金）を申込不要で開放し、休日保育や親子体験も実施しています。月1回ホットサロン会議、2～3ヶ月に1回地域連携会議などの機会を活用し、児童相談所・区役所・療育機関と連携して多様な支援を検討しています。</p>

	<p>③子どもの主体性を尊重する保育内容 3歳以上児の生活発表会では、子どもの体験や眩きから、子どもと共にオリジナルストーリーをつくり上げる取組を実践し、劇遊びで用いた道具などは、そのまま遊びが継続できるように保育室の環境として生かされています。</p>
<p>特に改善が 望まれる点(※)</p>	<p>① 事業計画の保護者周知 事業計画の一部(保育内容)は年度初めの懇談会において、「入所のしおり」で説明をしています。また、写真を用いたドキュメンテーション(保育内容の可視化)も積極的に行っています。今後、事業計画は保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行うとなおよいでしょう。</p> <p>② 利用者が意見等を述べやすい体制 苦情・相談の仕組みは周知や記録共有が行われていますが、今後は、保護者が苦情を申し出やすい工夫、苦情への対応内容の公表方法とその範囲の検討、相談・意見を受けた際の記録方法、報告手順、対応策検討の流れのマニュアル化等、定期的に見直す取組が行われるとよいでしょう。</p> <p>③ 長時間保育の計画 長時間にわたる保育のための環境整備として、利用している子どもの人数によって職員の配置を変えるなどの工夫をしています。また、引き継ぎ書(申し送り書)を用いて、保護者への連絡や職員間の連携に努めています。今後は、指導計画等に長時間保育についての位置づけがなされるとよいでしょう。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご注意ください】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	京都市 改進保育所
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人京都府保育協会
訪問調査日	令和7年12月18日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

[自由記述欄]

1: 保育の理念及び基本方針については、子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室が作成する「市営保育所運営方針」及び「京都市営保育所保育の計画」に明示されています。職員には4・5月の会議にて、理念、基本方針も明文化している全体的な計画を配布して読み合わせる研修を実施しています。保育所の理念や保育の方針は、各棟の事務所に掲示し、保育所ホームページ等に掲載周知しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a

[自由記述欄]

2: 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されているかについては、毎月1回実施される京都市営保育所長会、毎月1回実施される研究会において、13園ある京都市営保育所・京都市幼保総合支援室と情報交換を行い、保育所運営に活かしています。

3: 経営課題の明確化と具体的な取組については、年度末の総括では職員全体で話し合い、重点目標や取組方法について次年度の保育に活かすように努めています。物価高騰によるコスト削減・改修計画等、市の担当課と連携しながら検討し、月2回の全体職員会議等で職員へも共有しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	非該当	非該当
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	非該当	非該当
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	a
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	b

[自由記述欄]

4・5: 非該当

6: 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについては、月2回の全体会議をはじめ、月1回のチーフ会議・乳児幼児チーフ会議などで実施状況の把握を行い、前期・後期と年2回行われる総括において次期の計画に活かしていく職員参画の仕組みを構築しています。

7: 保護者には、年度初めの懇談会において、「入所のしおり」で説明をしています。また、写真を用いたドキュメンテーション(保育内容の可視化)も積極的に行っています。今後、事業計画については保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行うとよいでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	b

[自由記述欄]

8: 保育の質の向上については、幼保総合支援室が主催する階層別研修や業務所管研修を受講するほか、職場内では職場研修委員を中心に研修計画を立案し、組織的に研修に取り組んでいます。さらに、年2回、自己評価チェックシート(環境・活動内容・職員のかかわり等120項目以上)やセルフチェックシートを用いた保育者の自己評価を行い、年1回の保育所自己評価とあわせて実施することで、組織の目標と個人目標の整合性を図っています。

9: 評価結果に基づいた保育所として取り組むべき課題の明確化については、自己評価の結果を総括し次期計画に反映させたり、第三者評価の結果を京都市営保育所長会で共有したり、委員会形式で質向上に取り組んだりしています。今後、評価結果を分析した結果やそれに基づく課題が文書化されるとよいでしょう。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	b
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	b

[自由記述欄]

10：施設長の役割と責任の表明については、年度初めの職員会議で、幼保総合支援室の市営保育所運営方針を読み合わせ、それぞれの職種、役割について明らかにしています。また、それらに基づく人材育成計画や年間研修計画も作成しています。

11：遵守すべき法令等については、京都市幼保総合支援室市営保育所運営方針に基づき法令の確認を行っています。また、毎月1回実施される京都市営保育所長会で京都市幼保総合支援室と連携を図りながら確認・周知・研修を行っています。

12：保育の質の向上への指導力については、年2回の総括で全職員で話し合った内容をまとめ、次期計画(全体的な計画など)に反映させています。また、所長の指導のもと、職場研修委員・主任保育士を中心に保育所の課題解決に向けての研修計画を策定しています。今後、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮するとお良いでしょう。

13：経営の改善や業務の実行性を高める取組については、業務の効率化を図るため、それぞれの業務の進捗状況の把握を、副所長、チーフがそれぞれの会議(チーフ会議・乳児幼児チーフ会議など)で行う組織体制を構築しています。ICT活用し、保護者への連絡等の生産性向上を実施しています。今後は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行うとお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	a

[自由記述欄]

14：必要な福祉人材の確保・定着等に関しては、人材定着に向けて、将来の姿を描けるよう、京都市保育士人材育成計画の中に目指すべき保育士像を明確に示しています。また、人材確保に向けては、小中学校の職場体験及びチャレンジ体験、保育士養成校(5校)の保育実習の受入れを実施しています。

15：総合的な人事管理については、年2回幼保総合支援室と管理者が職員ヒヤリングを行い、職員の意欲や意向、生活状況や健康等の把握と、働き方や人事異動の相談等を実施しています。その中で職員が行う自己評価と、管理者が行う人事考課を一体的に実施する仕組みを構築しています。

16：働きやすい職場づくりについては、職員ヒヤリング(通番15番参照)で得る情報だけでなく、幼児・乳児チーフが保育内容や働き方について「身近な存在」としてボトムアップする会議等の仕組みを構築しています。子育て世帯の時短勤務、毎週水曜日の定時退庁日などの勤怠面と、ICT活用のためのタブレット等(各クラス1台以上)の配備など環境面の改善を実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a

[自由記述欄]

17: 職員一人ひとりの育成に向けた取組については、自己評価・人事考課の仕組み(通番15・16参照)を構築し、管理者とのヒヤリングを通して、保育所の組織目標に沿った個別目標の設定や振り返りを実施しています。新規採用職員や異動してきた職員向けの実地研修については、1対1で対応するサポーター職員を定め、OJTフローシートを用いて実施しています。

18: 職員の教育・研修については、人材育成計画の中にキャリアパスと共に明記され、幼保総合支援室の研修(役職研修・階層別研修・分野別研修・その他研修)、派遣研修(初任・中堅主任・乳児・幼児・障害児他)、職場研修・自主研修など体系化されています。更に、研修情報を職員に提供し、個々に勧奨・助言を行っています。

19: 職員一人ひとりの教育・研修の機会については、自己評価・人事考課の仕組み(通番15・16参照)を経て、個別目標を設定し、階層や分野に応じた研修に参加できる仕組みを構築しています。受講した研修については、研修報告書を用いて毎月の会議や回覧で情報共有しています。

20: 実習生等の研修・育成体制については、「市営保育所実習生受け入れマニュアル」を用いて所長・副所長がオリエンテーションを実施しています。その中で、理念と保育内容を伝えるために、市営保育所で大切にしている『子どもを主体とした、心を育てる保育』の基本姿勢などの説明や、施設見学と保育内容及び環境の紹介を行っています。更に、実習生の希望を尊重するヒヤリングも実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	b

[自由記述欄]

21: 運営の透明性については、保育所のホームページに、保育の理念、保育方針を公表しています。また、「保育所における自己採点・自己評価」「保育利用者アンケート」の結果も開示しています。地域子育て支援の情報については、子育て通信や子育てアプリで情報発信しています。

22: 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、経営、運営全般は、幼保総合支援室で管理を行っています。毎年1回京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室による監査を受けています。今後、事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明記され職員に周知するとなお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	a
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a

[自由記述欄]

23: 子どもと地域との交流については、民生委員をはじめ、近隣の児童館・幼稚園・小学校へ保育所通信を持っていくなどして日頃の保育や取組について広く情報発信をしています。また、多様な子育て世帯のニーズに応える取組として、京都市営保育所子育て支援事業どんぐり広場(月～土)や、くりのみ広場(月～金)を申込不要で開放していることをはじめ、休日保育、親子半日保育体験など多様な子育て支援を実践しています。

24: ボランティア等の受入れについては、保育体験・インターンシップなど希望される方の受入れのためのマニュアルを整備しています。事前オリエンテーションでは、保育における配慮や、守秘義務などの法令について説明しています。

25: 社会資源の明確化と、関係機関等との連携については、月1回ホットサロン会議、2～3ヶ月に1回地域連携会議などの機会を活用し、児童相談所、伏見区子どもはぐくみ室、療育機関等と連携して支援の必要な家庭への対応を検討しています。

26: 保育所機能の地域還元については、保育士の専門性を活かした子育て支援として、随時の相談受付、えほんひろば、園児との交流等を行い、年間を通じて開催しています。休日保育を行うなど日・祝日の保育を提供しています。災害時の対応についても、京都市と連携をとり体制を整えています。

27: 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業については、地域連携会議、みんなおいでネットワーク会議、ふれあいプラザの会議などから地域の福祉ニーズの把握に努めています。また、どんぐり広場やくりのみ広場は月間500名以上の参加があり、地域で広く活用されています。土曜日には父子の参加が多くあり、定期的に父親が参加しやすい事業を実施しています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	a
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	b
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	b
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	a

[自由記述欄]

28: 子どもを尊重した保育については、保育理念や基本方針にも謳われており、「保育の計画(全体的な計画)」にも明記されています。また、保育士が年2回行う自己評価チェックシート(通番8番参照)にも評価項目として挙げられています。また、子ども理解を深める取組として毎月1回乳児・幼児部会の中でエピソード検討会を実施しています。加えて、「ストラテジーシート」を利用した子どもの行動と保育者の関わりを分析する取組も実践されています。子ども同士のトラブルの際には双方の言い分をしっかりと聞いて対応したり、朝夕のつどいではお互いを認め合えるような、友だちの良いところを見つけあえるような場を作ったり、ジェンダーフリーについて子どもが理解できる言葉で伝えたりする実践が行われています。

29: プライバシー保護等の権利擁護については、京都市の個人情報保護条例に基づいて対応しています。子どものプライバシー保護は着替えや排泄時に他から見えないような配慮をしています。また、虐待防止への取組も通信等で発信しています。保護者から子どもの写真掲載の同意書の提出を受けていますが、今後は、プライバシー保護と個人情報保護の規程を整備し、職員の理解が図られるとよいでしょう。

30: 利用希望者に対する必要な情報の提供については、入園希望者へ随時園見学を実施しています。その際は、パンフレットを用いて保育理念・内容をはじめ、費用・保育時間・延長保育・職員数なども説明しています。また、親子で参加できる事業を計画し参加することで園について知ってもらう機会としています。

31: 保育の開始・変更についての保護者説明については、入所説明会では入所のおしりと重要事項説明書を用いてわかりやすく説明しています。今後は、在園の方が、保育の変更をされる場合も資料を用いて説明されるとよいでしょう。

32: 保育所等の変更にあたっての配慮については、転園される場合には転園先と連絡をとり、保育所児童要録を送付しています。また、京都市の就学支援シートを活用するなど、保育が途切れることがないように配慮しています。更に、保育所利用が終了するときには退所後も継続的に利用できる保育所の相談窓口を知らせており、主に所長が中心になり担当しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	b
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	b
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	b

[自由記述欄]

33: 苦情解決の仕組みについては、年度初めのクラス別懇談会等で説明し、周知文を玄関にも掲示しています。苦情対応については苦情記録簿に綴じて職員間で周知しています。今後は、保護者等が苦情を申し出やすい工夫を検討したり、苦情に対する対応を公表する取組をしたりするとよいでしょう。

34: 保護者が相談や意見を述べやすい環境については、年に1回個別懇談(新入園児は家庭訪問)を実施しています。12月からはICTシステムを導入し、保護者からの連絡ノートも手書きから入力方式に変更されました。また、すべてのクラスの担任が複数であることから、保護者は担当を選んで相談や意見を伝えることができる職員体制を構築しています。今後、保護者が相談したり意見を述べたりする際に複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成されるとなるとよいでしょう。

35: 保護者からの相談や意見に対しての組織的な対応については、担任間でその内容を記録・共有し、管理職をはじめ職員間で対応を検討しています。今後、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等についてマニュアル化し、定期的な見直しが行われると、なるとよいでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b	b
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	a

[自由記述欄]

36: 安心・安全な福祉サービスの提供については、所長を中心としたリスクマネジメント体制が構築され、毎月安全点検表に基づいて点検を行っています。また、ヒヤリハットがあった時には報告書を作成し、保健委員が場所や時間帯など、その内容を集計し、毎朝の朝礼や会議等で職員間で共有しています。

37: 感染症の予防については、幼保総合支援室が作成した「保育所保健のしおり」に基づいて体制を構築し、毎月1回安全衛生委員会で状況確認を行っています。感染症発生時には随時保護者に知らせ、感染拡大予防に努めています。また、下痢・嘔吐物処理などの対応は職場内で実践的な研修を行うなどの取組をしています。

38: 災害時における子どもの安全確保については、避難訓練実施計画を作成し、毎月避難訓練を実施しています。広域避難所への避難訓練、不審者対応、地震や水害を想定した訓練も行っていきます。今後、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施するとよいでしょう。

39: 不審者の対応については、不審者対応マニュアルを全職員で見直し、必要に応じて改定・更新しています。また、警察と連携した訓練も実施しています。更に、登降園の時間帯以外は門扉にオートロックをかけ、緊急時には幼保総合支援室等に通報できるシステムを設置しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	b
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	b
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a

[自由記述欄]

40: 保育について標準的な実施方法については、乳児を対象とした育児行為についてのマニュアルが整備され、読み合わせや研修を実施しています。また、副所長を中心にそれに基づいた保育の点検をしています。今後は、保育全体についての標準的な実施方法の文書化を進めると、なおよいでしょう。

41: 標準的な実施方法の見直しについては、年に2回総括を行い、保育の振り返りと課題についての会議もっています。今後は、保育全体の標準的な実施方法の整備に加えて、検証・見直しにあたって、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みを構築されるとよいでしょう。

42: アセスメントにもとづく指導計画については、新入所児は副所長と担任が面談を行い、その内容を保育に反映させています。療育・医療にかかるケースは担任が中心となって対応しています。月1回のクラス会議、乳児・幼児部会で指導計画の作成・評価・改善を実施しています。

43: 指導計画の評価・見直しについては、月案は毎月1回乳児・幼児部会等で、年間指導計画は年2回の総括会議で指導計画の評価・見直しを行っています。これらで出た課題は会議等を用いて職員間で共有しています。

44: 保育の実施状況の記録については、幼保総合支援室が定めた記録帳票(年間指導計画、月案、個人月案、個人記録、児童要録、週日案、日誌等)を使用しています。記録は要点をしぼり、誰もがわかるように工夫するとともに整合性がとれるよう所長が点検をしています。

45: 子どもに関する記録の管理体制については、京都市個人情報保護条例に基づいて管理しています。個人情報にかかわる書類、カメラやパソコン、タブレットは鍵のかかる棚で保管し、セキュリティシステムも導入しています。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46：保育所の理念、保育の方針については、子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室から毎年提示される「市営保育所運営方針」に基づき、全職員が参画する前年度総括の評価及び課題と、保育や子育て支援事業で得た地域の実態（子育てへの積極性と育児への不安を感じる方が多い等）を踏まえて、全体的な計画の策定を実施しています。

47：生活にふさわしい環境構成については、「環境衛生業務年間計画」に応じた日常のチェックを行ったり、年1回京都市営保育所長研究会「京都市版保育環境評価スケール」を受けたりするなど、安全・衛生、子どもの興味関心の発達に応じた環境構成の評価と見直しを実施しています。職員が子どもの作品を大切に、それを保護者に見てもらえるような展示の工夫がされています。また、子どもたちが、お散歩時や園庭で見つけてきた自然物を用いた装飾が随所に施され、心地よい空間となっています。

48：一人一人の子どもを受容する保育については、毎月のクラス会議に乳・幼児のチーフが参加して保育内容の見守りと指導を行う仕組みを構築しています。また、助産師を講師を招き「乳幼児の性教育」といったテーマで人権やジェンダーについて考える保護者を対象にした「子育て支援講座」を実施しています。

49：子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境については、「育児行為の指導ポイント」に五領域の発達への配慮として明文化されています。また、着脱した服を自分でロッカーに片づけられる動線を工夫したり（1歳児クラス）、手洗いの方法などをイラストでわかりやすく示したり（幼児クラス）して環境構成に配慮しています。

50：子どもが主体的に活動できる環境を整備するために、理念や保育方針に「主体としての心を育てる保育」を謳い、会議や研修に取り組んでいます。保育室や廊下に展示されたポートフォリオ(写真・作品・遊びの姿跡)から、「子どもたちがどういう遊びを楽しんでいるか」に寄り添い、子どもたちが遊び込める環境に配慮している保育が表れています。広い園庭では、ボールや縄跳びなどの運動遊びを楽しむ子どもや、鍋に木葉などを入れ見立て遊びに興じる子ども等、様々なクラスや学年を超えて交流して遊んでおり、自分でやりたいことが、のびのびと実現できる安心感が伺えます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	b
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51: 乳児(0歳時)において、養護と教育が一体的に展開されるようにするための環境としては、日当たりのよい広い保育室が確保されています。また、今年度は0歳児の人数が少ないという現状を踏まえ、クラス編成を0歳・1歳の合同クラスとし、保護者の意向や不安などを考慮しながら、次年度に向けての準備として、異年齢交流の機会を持つなどしています。

52: 3歳未満児(1・2歳)の保育における養護と教育の一体的な展開については、「環境スケール(通番47)」の受診で得た課題をクラスだけでなく、職員全体のものとして捉え、保育室の環境設定を話し合い、より良い保育内容に変えていく仕組みを構築しています。その取組の中で、職員間の協力体制も構築され、若い保育者に達成感や満足感、期待感が生じています。

53: 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開される環境については、発表会(子どもの遊びから派生したオリジナルストーリー)で取り組んできた大道具や小道具が保育環境として活用され、行事が終わったあとも、子どもたちの興味や関心が広く・深くつながるような継続的な環境構成を工夫しています。

54: 障害のある子どもの安心や喜びにつながる環境や保育内容については、担任だけでなく加配職員やフリーの職員がそれぞれの子どもたちの特性を理解し、関係機関等とも連携しながら実施しています。また、子どもの興味関心に応じた環境構成に配慮すると共に、図書コーナーを静かに過ごせる場所として活用するなど、それぞれの子どもの居心地に配慮しています。更に、細やかな配慮ができる体制づくりとして、クラス編成や担任の配置なども、それぞれの対象児の特性を鑑み計画的に実施しています。

55: 長時間にわたる保育のための環境整備として、利用している子どもの人数によって職員の配置を変えるなどの工夫をしています。また、引き継ぎ書(申し送り書)を用いて、保護者への連絡や職員間の連携に努めています。今後は、指導計画等に長時間保育についての位置づけがなされるとよいでしょう。

56: 小学校との連携においては、年間計画の中に年15回の行事・研修・振り返りの機会が設定されています。令和4年度から令和6年度に実施した「モデルブロック」としての研究では、小学校との連携で保育所が大切にしていることを知ってもらえるよい機会となったとの記録が見られました。令和6年度で終了したあとも、小学校・幼稚園との連携が引き継がれています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	b
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57: 子どもの健康管理については、保健計画に基づき進められています。感染症が出た場合などは、掲示等で保護者に知らせています。

58: 健康診断・歯科健診については、保育所嘱託医と幼保総合支援室の保健師の立ち合いのもと実施され、その結果については、書面で保護者に伝えていきます。

59: アレルギー疾患・慢性疾患等のある子への対応については、アレルギー対応マニュアルに基づき、配膳のプレートの色を分ける、机を別にする、離れて座るなどの配慮がされています。今後は、他の子どもや保護者にこれらの疾患についての理解が図られるような取組がなされるとなおります。

60: 食事を楽しむことができる工夫としては、0歳児から食育計画が策定され、「まずは食べることが大切」という考えのもと、座位がとれるまでは、保育者の膝の上で食べさせ、乳児では、1対1の対応を心がけています。また、幼児では、クッキングやお手伝い活動を取り入れるなど、工夫しています。さらに、食育だよりは、年に4回出され、ほぼ毎日食材展示がなされています。

61: 献立の作成・調理の工夫としては、給食室の職員が給食時間の様子を全年齢にわたって見回っています。その際、言葉掛けをするなど子どもや保育士とのコミュニケーションをはかり、子どもの好きな献立や食べにくい食材などの把握を行っています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	b
	A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a

[自由記述欄]

62：家庭との連携については、普段の園での生活を毎月1回の園だより・クラスだより、毎日の連絡ノートや公開日誌（ポートフォリオ、ドキュメンテーション等含む）で知らせています。懇談会はもとより、送迎時の保護者との何気ないやり取りを大切にしています。

63：保護者が安心して子育てができるための支援としては、保護者の抱える子育てへのしんどさや不安を職員が気づけるよう日々のコミュニケーションを大切にしています。小さな変化も見逃さず、適時に声掛けすることが、支援につながっています。

64：家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応については、各関係機関（子どもはぐくみ室・児童相談所など）と連携をとり、情報提供も定期的に行っています。今後、虐待等権利侵害を発見した場合のマニュアルの整備及びそれに基づく職員研修を実施されるとよいでしょう。

65：保育士等が主体的に保育実践を振り返り自己評価を行う機会として、年2回「保育士自己評価チェックシート」を実施し、その結果を集約し振り返りを行うことで、環境構成や子どもに対する適切なかわり方について見直しや環境や関わりの質向上を行っています。